

奥州市監査委員告示第13号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により行った定期監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成26年7月10日

奥州市監査委員 及 川 新 太  
奥州市監査委員 松 本 富二郎  
奥州市監査委員 佐 藤 邦 夫

1 監査の概要

(1) 監査の対象とした部課等(機関)名及び監査実施期日等

予備監査 平成26年5月8日及び5月9日

本監査 次のとおり

部課等(機関)名	実施期日	担当監査委員
衣川高齢者コミュニティセンター	平成26年5月12日	及 川 新 太 松 本 富二郎 佐 藤 邦 夫
衣川診療所	平成26年5月12日	
衣川歯科診療所	平成26年5月12日	
衣川いきいき交流館	平成26年5月12日	
国見平スキー場	平成26年5月12日	
ひめかゆ健康の森	平成26年5月12日	
前沢診療所	平成26年5月13日	
牛の博物館	平成26年5月13日	
前沢温泉保養交流館	平成26年5月13日	

(2) 監査の対象とした事項及び範囲

平成25年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)における財務等に関する事務の執行。なお、一部平成24年度分についても対象とした。

(3) 監査の目的及び着眼点

平成25年度に執行された財務に関する事務が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、奥州市監査基準に定める監査の着眼点を基に、監査に必要な資料、諸帳簿等の提出を求め、これを照合、確認等するとともに、必要に応じて関係職員等の説明を聴取しながら実施した。

2 監査の結果

部課等(機関)名	監査の結果
衣川高齢者コミュニティセンター	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
衣川診療所	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
衣川歯科診療所	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。

衣川いきいき交流館	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
国見平スキー場	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
ひめかゆ健康の森	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
前沢診療所	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
牛の博物館	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
前沢温泉保養交流館	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。

事務処理上留意すべき事項のうち、軽易なものについては、監査執行過程においてその都度関係職員に改善を求めた。